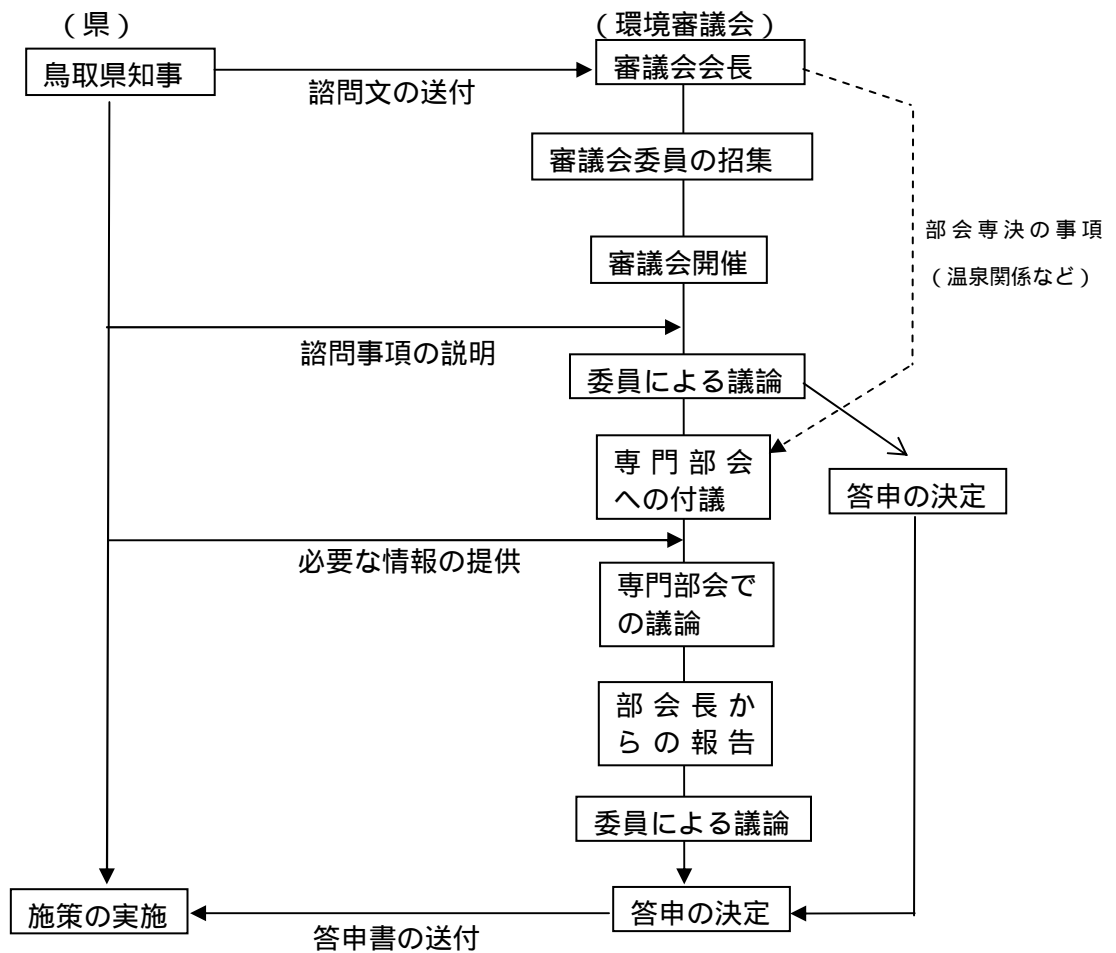


鳥取県環境審議会について

環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年10月、鳥取県条例第19号）第27条に基づく県の附属機関。
- ・30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。（任期は2年間）

審議会手続きの流れ



鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成 8 年 10 月 8 日
鳥取県条例第 19 号

第 4 章 鳥取県環境審議会

(設置)

第 27 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第 9 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 43 条第 1 項及び自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 2 項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第 30 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 31 条 審議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 32 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 33 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第 34 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べるることができる。

(庶務)

第 35 条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

鳥取県環境審議会運営要領

平成20年5月26日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 委員以外の出席者の職氏名

(4) 会議に付した案件及び内容

(5) 議事の経過

(6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

一 企画政策部会

二 大気・水質部会

三 廃棄物・リサイクル部会

四 自然保護部会

五 温泉部会

六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適当な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、水・大気環境課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び公園自然課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

この要領は、平成13年10月5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年8月30日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年5月26日から施行する。

(別表)

部会の所掌事務について

鳥取県環境審議会(全体会)

環境基本計画の策定・変更に関すること。
環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策
の実施状況(環境白書)に関すること。
環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況
(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
環境基本計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討
に関すること。

大気・水質部会

水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること。
鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関
すること。

廃棄物・リサイクル部会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

自然保護部会

自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

温泉部会

温泉法に規定された審議会の事務
・温泉の掘さく・増掘又は動力装置の許可等に関すること。
・温泉採取の制限処分等に関すること。
その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の
事務
・鳥獣保護事業計画の策定・変更等に関すること。
・鳥獣保護区の指定等に関すること。
その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例: 印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後再度審議会(全体会)で審議を行う。(例: 印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。(例: 印)

所 属 部 会(案)

委員名	所属・職名	所属部会					
		企画政策	大気 水質	廃棄物・ リサイクル	自然保護	温泉	鳥獣
岡崎 誠	鳥取環境大学 教授 環境学部 環境学科						
鶴崎 展巨	鳥取大学 教授 地域学部 地域環境学科						
檜谷 治	鳥取大学 教授 大学院工学研究科						
日置 佳之	鳥取大学 教授 農学部 生物資源環境学科						
細野 宏	鳥取環境大学 教授 経営学部 経営学科						
赤尾 聡史	鳥取大学 助教 大学院工学研究科						
香川 敬生	鳥取大学 教授 大学院工学研究科						
田村 純一	鳥取大学 教授 地域学部 地域環境学科						
島田 章則	鳥取大学 教授 農学部 獣医学科						
松村 治夫	鳥取環境大学 教授 環境学部 環境学科						
安田 裕	鳥取大学乾燥地研究センター 准教授 気候・水資源部門						
芳賀 弘和	鳥取大学 准教授 農学部 生物資源環境学科						
宝来 佐和子	鳥取大学 准教授 地域学部 地域環境学科						
中本 幸子	鳥取大学 講師 医学部 保健学科						
一澤 麻子	元小田原女子短期大学 非常勤講師						
藤原 文子	鳥取県西部希少野生植物 保全調査研究会						
橋本 賢生	鳥取県理美容高等専修学校 講師						
平木 ひとみ	鳥取ずいせん生産組合 代表						
岡崎 博紀	(有)赤碓清掃 代表取締役						
福田 紀生	NPO法人日本野鳥の会 鳥取県支部長						
朝山 規子	(株)イルカカレッジ 代表取締役						
柴垣 信司	(社)鳥取県猟友会 会長						
松本 正嗣	鳥取県公衆浴場業生活衛生 同業組合 理事長						
岸本 康子	NPOアービーとっとり 代表						
会見 祐子	鳥取県連合婦人会 常任委員						
山本ルリコ	鳥取県地球温暖化防止活動推進 センター 副理事長						
藤江 純子	北栄町住民生活課 生活環境室 副主幹						
寺谷 亜希子	みたき園						
山内 幸子	東部消費生活モニター協議会 理事						
吉澤 晴美	日本オオサンショウウオの会						

前期までの諮問・答申状況（H22.6～H24.6）

（全体決議）

No	諮問事項	諮問日	付議部会	審議状況
1	鳥取県地球温暖化対策計画について	H22.1.7	企画政策部会	H24.3.21 答申済
2	鳥取県廃棄物処理計画について	H22.4.23	廃棄物・リサイクル部会	H23.9.5 答申済
3	鳥取県環境基本計画について	H23.3.24	企画政策部会	H24.3.21 答申済
4	鳥取県環境影響評価制度のあり方について	H23.9.5	企画政策部会	（審議中）
5	（湖沼水質特別措置法に基づく汚濁負荷量規制基準の設定について）	H24.3.21	大気・水質部会	（審議中）

（部会専決）

No	諮問事項	対応状況	担当部会
1	温泉掘削許可申請について	諮問：H22.5.12 答申：H22.7.16	温泉部会
2	温泉動力装置許可申請について	諮問：H23.1.18 答申：H23.2.23	温泉部会
3	温泉動力装置許可申請について	諮問：H23.5.19 答申：H23.9.9	温泉部会
4	久松山鳥獣保護区特別保護地区の指針について	諮問：H22.11.9 答申：H22.11.26	鳥獣部会
5	鳥取県ツキノワグマ保護管理計画の変更について	諮問：H23.9.7 答申：H22.9.12	鳥獣部会
6	第11次鳥獣保護管理計画について イソ・コホゾカ・ツノグマ保護管理計画について	諮問：H24.2.29 答申：H24.3.21	鳥獣部会
7	鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト（案）について	諮問：H23.3.4 答申：H23.3.31	自然保護部会

審議会の開催状況（H22.6～H24.6）

・開催状況一覧表

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目
全体会	H22.6.28	H23.3.24	H23.9.5	H24.3.21					
企画政策部会	H23.2.3	H23.3.17	H23.7.22	H23.11.21	H24.3.16				
大気・水質部会	H24.3.22								
廃棄物・リサイクル部会	H22.4.23	H22.6.28	H22.8.2	H22.8.3	H22.8.6	H22.8.9	H23.3.24	H23.4.18	H23.9.5
自然保護部会	H23.3.14								
温泉部会	H22.6.28	H23.1.21	H23.5.19	H23.8.19					
鳥獣部会	H22.4.23	H22.11.15	H23.9.8	H24.3.13					

・開催状況（詳細）

H22/6/28	全体会（会長選出、所属部会決定）
H22/8/2,3,6,9	廃棄物・リサイクル部会（県廃棄物処理計画に係る現地視察等）
H22/11/15	鳥獣部会（久松山特別保護区）
H23/1/21	温泉部会（温泉動力装置許可申請）
H23/2/3	企画政策部会（県地球温暖化対策計画）
H23/3/14	自然保護部会（絶滅のおそれのある野生動植物のリスト（案））
H23/3/17	企画政策部会（県地球温暖化対策計画）
H23/3/24	廃棄物・リサイクル部会（県廃棄物処理計画） 全体会（県環境基本計画について（諮問）部会審議結果の報告など）
H23/4/18	廃棄物・リサイクル部会（県廃棄物処理計画）
H23/5/19	温泉部会（温泉動力装置許可申請）
H23/7/22	企画政策部会（県環境基本計画）
H23/8/19	温泉部会（5/19の継続審議）
H23/9/5	廃棄物・リサイクル部会（県廃棄物処理計画） 全体会（県環境影響評価制度のあり方（諮問）県廃棄物処理計画（答申） 部会審議結果の報告など）
H23/9/8	鳥獣部会（ツキノワグマ保護管理計画の変更）
H23/11/21	企画政策部会（県環境基本計画、県環境影響評価制度）
H24/3/13	鳥獣保護部会（第11次鳥獣保護管理計画、イシ・コソヅカ・ツキノワグマ保護管理 計画の策定）
H24/3/16	企画政策部会（県環境基本計画、県環境影響評価制度）
H24/3/21	全体会（県地球温暖化対策計画（答申）県環境基本計画（答申）部会審議 結果の報告など）

今期の審議案件(見込み)

継続案件：鳥取県環境影響評価条例の改正について（企画政策部会）

予定案件：温泉部会・・・温泉掘削・動力装置設置に係る許可（随時）

鳥獣部会・・・鳥獣保護区特別保護地域の審査検討について

自然保護部会・・・国立公園の公園計画の変更等について

条例に基づく、希少種の見直しについて

県立公園の区域変更等について

審議会と各部会の開催予定時期（24年度予定）

月	全体会	企画政策部会	大気・水質部会	廃棄物・ リサイクル部会	自然保護部会	温泉部会	鳥獣部会
8							
9					↑		
10			↑				↑
11			年度内に	今年度は 予定なし	年度内に 2回程度	案件に応 じて随時	年度内に 2回程度
12			1回程度 開催予定		開催予定	開催	開催予定
1					↓		↓
2			↓				
3					↓		↓

『^{みとくさん}三徳山』の大山隠岐国立公園への編入について平成24年8月20日
生活環境部公園自然課

1 背景

三朝町の「三徳山・小鹿溪」は、特徴ある地形や貴重な動植物が生息することから、昭和29年に、「三朝東郷湖県立自然公園」の一部に指定し、風致景観に係る規制を強化し、県と三朝町が連携して地域の自然環境を保全してきている。

この地域では、国宝投入堂をはじめとした貴重な建造物群等の歴史的文化遺産のみならず、三徳山・小鹿溪の優れた自然環境の保全に対しても意識が醸成されており、「県立公園から国立公園へ磨きをかけてグレードアップできないか」という想いが高まっている。

平成22年11月26日、国立公園指定に向けた「自然環境調査」の実施について、環境省中国四国地方環境事務所(以下「地方環境事務所」という。)に対して三朝町と連携し要望書を提出。

また、平成23年10月13日及び同年12月20日、平成24年4月11日に環境省本省に対し要望書を提出した。

「地方環境事務所」からは、三徳山エリアの植生分布等の特殊性・希少性について高い評価を受けており、平成25年秋の中央環境審議会諮問を目指して、実務作業に入るとの返答を受けている。

平成24年6月25日には、三朝町が「三徳山・小鹿溪」国立公園編入推進協議会(県・町・地元関係者等で構成)を設立し、関係者が一体となって、さらなる気運醸成、編入に向けた取り組みが進められることとなった。

2 経緯

日付	概要
H22.11.16	国立公園指定に向けた「自然環境調査」の実施について、「地方環境事務所」長に対して三朝町と連携し要望書を提出。
H22.11.29	米子自然環境事務所、三朝町、県の三者で三徳山の現地視察を実施。
H23.2.18	「地方環境事務所」と打ち合わせを行い、同事務所からは、まず、国立公園化に向けた地元の機運の醸成が重要との意見をいただく。
H23.5.19	要望書(H22.11)に対する「地方環境事務所」の回答 「昨年のCOP10の成果を踏まえ、生物多様性保全の観点から全国の国立公園全域の見直しが予定されていることから、当所としては島根県地域を含めた大山隠岐国立公園全域とその周辺を対象に点検が必要と考えており、その際、当該地域も含めたい。」
H23.10.13	環境省渡邊自然環境局長に対し要望書を提出(知事及び三朝町長)
H23.12.-	「地方環境事務所」長と生活環境部長の面談時の所長回答 「三徳・小鹿地域」について平成25年度に自然環境調査を実施し、大山隠岐国立公園に編入されるよう前向きに検討する。」
H23.12.20	環境省自然環境局に対し要望書を提出(生活環境部長及び三朝町長)
H24.1.24	国立公園編入に向けた三朝町・県関係部局打合せ(第1回) (編入に向けたスケジュールの確認ほか)
H24.2.14	「地方環境事務所」から三徳山の特殊性・希少性について以下の評価あり。 「三徳山エリアは常緑広葉樹の自然林と落葉広葉樹の自然林が連続して分布しており、西日本でもほほこしかなく極めて希少。」
H24.3.2	国立公園編入に向けた三朝町・県関係部局打合せ(第2回) (編入に向けた各関係機関の取り組みの確認ほか)
H24.4.11	環境省自然環境局に対し要望書を提出(知事要望) 三徳山エリアに限定した要望
H24.5.31	国立公園編入に向けた三朝町・県関係部局打合せ(第3回) (編入推進協議会設立に向けた調整ほか)
H24.6.25	「三徳山・小鹿溪」国立公園編入推進協議会(県・町・地元関係者等で構成)が設立。
H24.7.13	環境省自然環境局に対し要望書を提出予定(知事及び三朝町長)

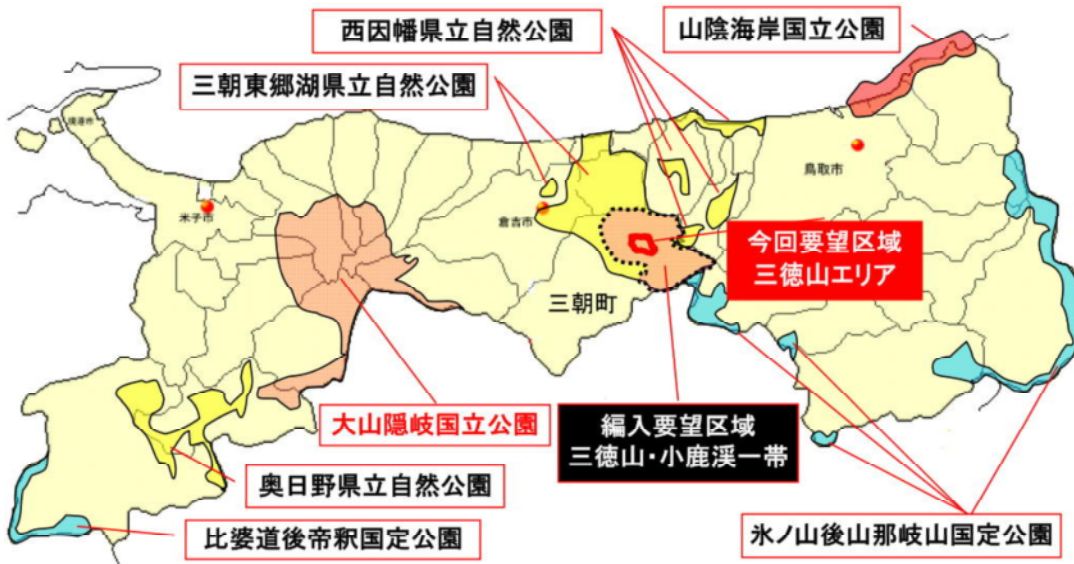
3 今後の取り組み方針・展望

「平成25年度秋」中央環境審議会に諮問されることを目指す。

平成25年度は、全国植樹祭、全国都市緑化とっとりフェア等の自然系の大規模イベントが開催され「とっとりグリーンイヤー」と位置づけられており、このタイミングに併せて国立公園編入を目指すこととしている。

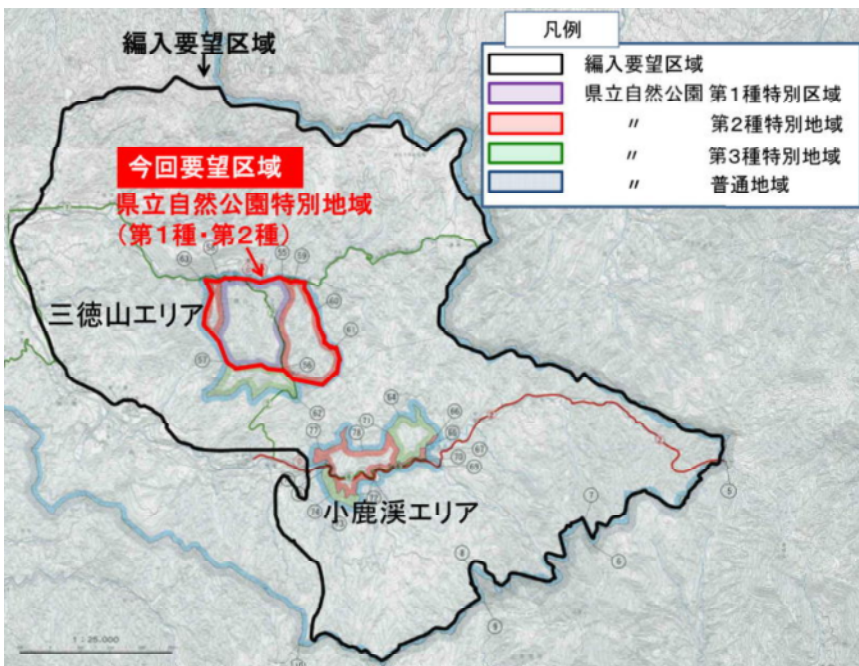
今年度、三朝町は地元関係者を対象に講演会を開催、県は「とっとりグリーンウェイブ事業」としてシンポジウムを12月に開催する等、地元関係者・三朝町・県が一体となって国立公園編入に向けた気運醸成を図ることとしている。

県内の自然公園位置図



三徳山の国立公園編入要望区域

(現在の三朝東郷湖県立自然公園第1種、第2種特別地域)



三徳山地域の植生分布の特殊性・希少性

(常緑広葉樹の自然林と落葉広葉樹の自然林が連続して分布)



「持続可能な地下水利用に向けた条例(仮称)案」に係るパブリックコメントの実施結果等について

平成 24 年 8 月 20 日

水・大気環境課

持続可能な地下水利用に向けた条例(仮称)案については、6月12日に概要を公表し、パブリックコメントを実施したので、その概要を報告する。

条例案の概要

1 総則(目的)

地下水が豊かな自然環境により長期間かけて育まれる貴重な資源であり、県民生活にとって欠くことができない水道及び農業、工業その他の産業のために利用されていることに鑑み、地下水の採取に関し必要な規制等を行うことにより、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を保全し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

2 影響調査

届け出が必要な事業者

- ・揚水機の吐出口の断面積が14cm²を超える揚水設備により地下水を採取しようとする者等

影響調査計画書の届出

- ・事業者は、井戸を掘削、地下水の採取量を増加しようとする60日前までに知事に届け出る。(井戸の位置及び採取を予定する地下水の量、影響調査の量・期間・範囲等)

3 採取の届出

- ・事業者は、揚水設備により地下水を採取しようとするとき等は、知事に届出する。(吐出口の断面積その他揚水設備、水量測定器、影響調査の結果等)

4 採取量の監視

水量測定器の設置及び採取量の報告

- ・事業者は、揚水設備ごとに水量測定器を設置して、地下水の採取量を測定しなければならない。
- ・事業者は、採取量等を帳簿に記載し、毎年知事に報告しなければならない。

5 制限地域

- ・知事は、地下水採取によって枯渇、濁水化等が生じる場合、区域を定めて、地下水採取に係る制限地域を指定することができる。
- ・知事は、制限地域毎に地下水の採取基準を定める。この場合、水道事業者等に配慮する。

6 事業者等の協力

「持続可能な地下水利用協議会(以下「協議会」という)」の設置

- ・事業者は、地下水の水位、水質等の調査及びかん養を図る事業を実施し、並びに採取の適正化及び合理化を推進するために相互の連携及び協調を図ることを目的として協議会を設置する。

協議会の事業等

- ・協議会は、水位及び水質の調査並びにこれらの結果の公表、かん養を図るための森林整備活動の促進、会員間の情報交換及び調整、その他協議会が必要と認める事業を実施する。
- ・協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の規約で定める。

7 雑則

- ・水道事業者等には、2影響調査、3採取の届出、4採取量の監視は、適用しない。
- ・大山町、日南町、日野町及び江府町の区域において行う地下水の採取には、2影響調査、3採取の届出、4採取量の監視、5制限地域は、適用しない。

8 罰則

30万円以下の罰金

- ・採取計画の届出をしないで地下水を採取した者
- ・変更命令に違反した者
- ・変更命令、60日間の採取制限及び採取基準の遵守に違反した場合の地下水採取の停止等の措置命令に違反した者

10万円以下の罰金

- ・影響調査計画、採取計画の届出における虚偽の届出をした者
- ・水量測定器を設置せず、帳簿の整備を行わない場合の採取量報告等の措置命令に違反した者
- ・採取基準に合わせた採取計画の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

9 附則

- ・既存の地下水採取事業者は、条例の施行後60日以内に採取計画を届け出る。

県政参画電子アンケート会員に対するアンケート結果

1 アンケートの概要

- ・ 期 間：平成24年6月20日～平成24年7月3日
- ・ 回 答：291名中222名が回答（76.3%）

2 アンケート（14項目）結果（抜粋）

質 問 項 目	結 果
これまで鳥取県の地下水について考えたことがありますか？	「ある」 50.9% 「ない」 49.1%
鳥取県の地下水に対する印象は？	「きれい」 76.6% 「豊富にある」46.8%
鳥取県の水道の約96%は地下水から採取されていることを知っていますか？	「知っている」15.8% 「知らない」 84.2%
地下水の実態を把握する仕組み（制度）を県が導入する必要があると思いますか？	「思う」 87.4% 「思わない」 11.7%
新たに地下水を利用しようとする者は、事前に周辺への影響調査を行なうべきだと思いますか？	「思う」 90.1% 「思わない」 2.7%
水量や水質を守るために、県民として協力すべきだと思いますか？	「思う」 90.5% 「思わない」 2.3%
どのような協力をすべきだと思いますか？ (複数回答可)	森林の保全活動 70.3%、節水 45.5%、 意識高揚 32.9%、協力金 8.6%、 わからない 1.4%

パブリックコメント結果

1 パブリックコメントの概要

- ・ 期 間：平成24年6月20日～平成24年7月31日
- ・ 応募件数：75件（44名）

郵 便	電子メール	電 話	意見交換会等	計
2（1）	18（7）	2（1）	53（35）	75（44）

平成23年8月の中間とりまとめ以降、下記のとおり実施（パブコメ期間に実施したものを件数に反映）

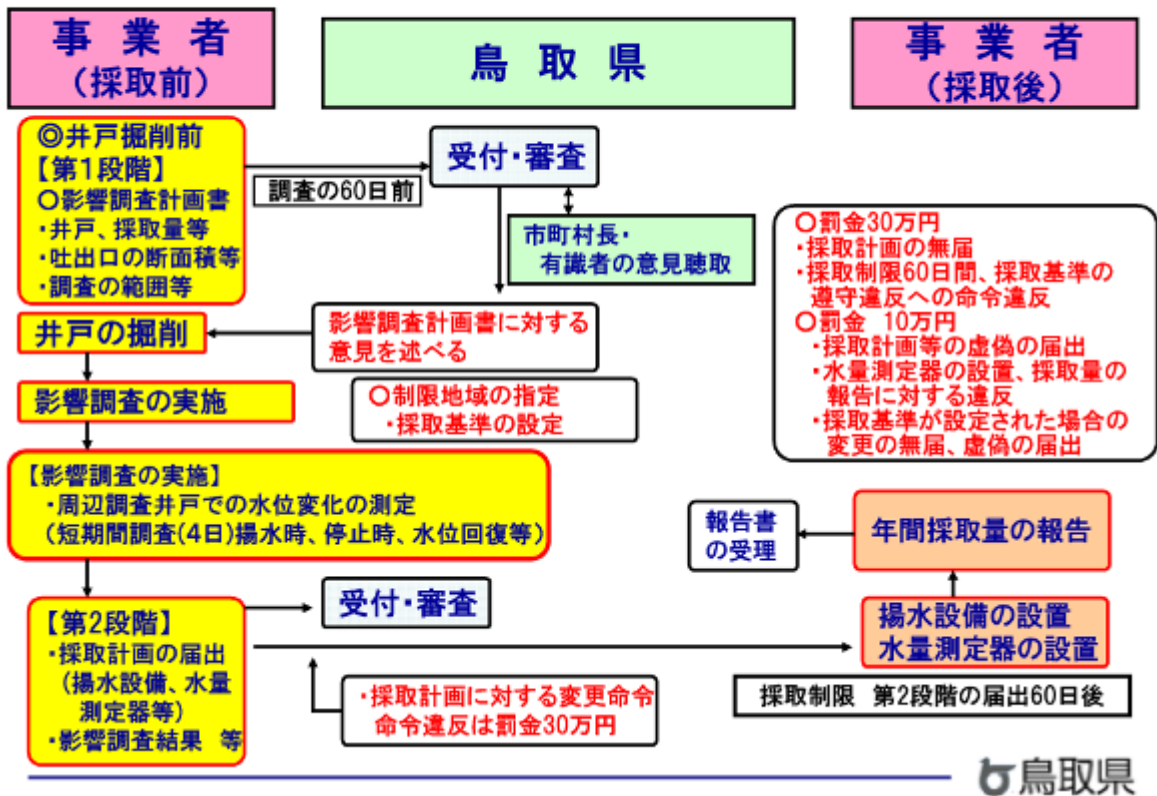
- ・ 合同：事業者（地区別6回、全県1回、延べ290名）、市町村（地区別各1回、全県1回）
- ・ 個別：大口の採取事業者、鳥取大学有識者、各水道局、条例を制定した町
- ・ シンポジウム：2回（東部1回（H23.12.3）、西部1回（H24.7.28））

2 提案された意見と対応（抜粋）【 …対応済 …対応を検討する ×…対応予定なし】

提案された意見	対応	内 容
水道事業とその他事業は区別すべき		水道事業者の設備届、採取量報告等の適用を除外する
地下水の状況を調べ、県民に公開するシステムを設置すべき		事業者で構成する持続可能な地下水利用協議会の事業で実施する
町条例と県条例の関係、両方への届出が必要となるか		県条例案では、町条例の適用となるものは除外する
大量採取事業者には採取量の規制を行うべき		採取に支障が生じた場合、制限地域を定めて採取基準を設定する
事前影響調査を採取量や地域性でパターン化してわかりやすいものとすべき		現在、短期間（4日間程度）の揚水試験を検討中。パターン化も検討する
持続可能な地下水利用協議会の設置について、 ・事業者の負担となるので、県主体で運営すべき ・協力金は、納得のいくものにすべき（公平性、透明性等）		今後、協議会の設立準備会を立ち上げ、事務局、協力金のあり方等を協議する
水源地の購入に対する手続きを義務づけすべき	×	関係法令の規定による届出による
条例の公布、施行される時期は？		24年9月付議、25年4月施行を予定

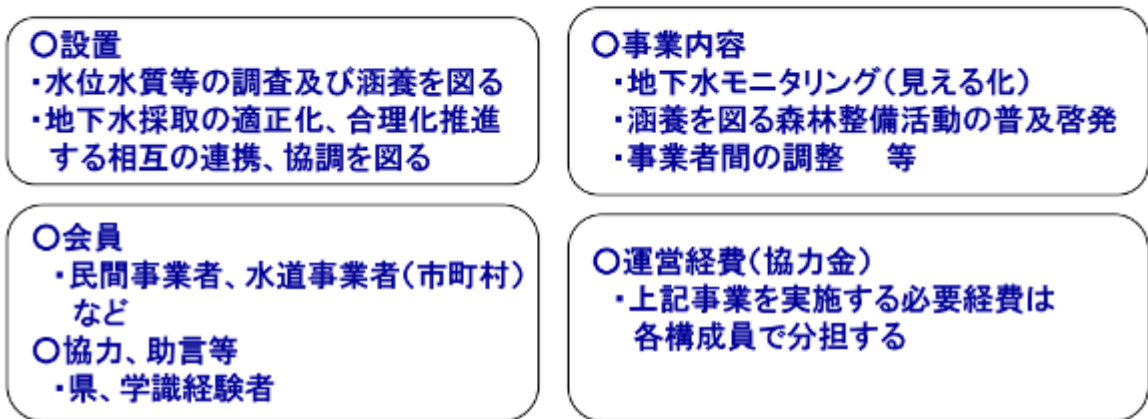
【条例:届出の流れ】

届出の流れ（影響調査・採取計画等）

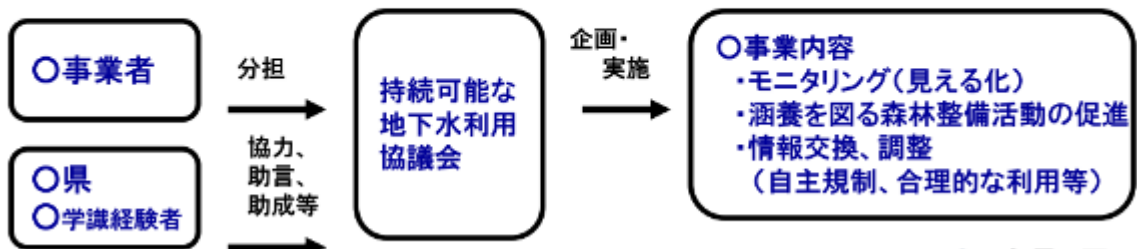


【持続可能な地下水利用協議会(仮称)のイメージ】

協議会のイメージ



【資金・事業フロー】



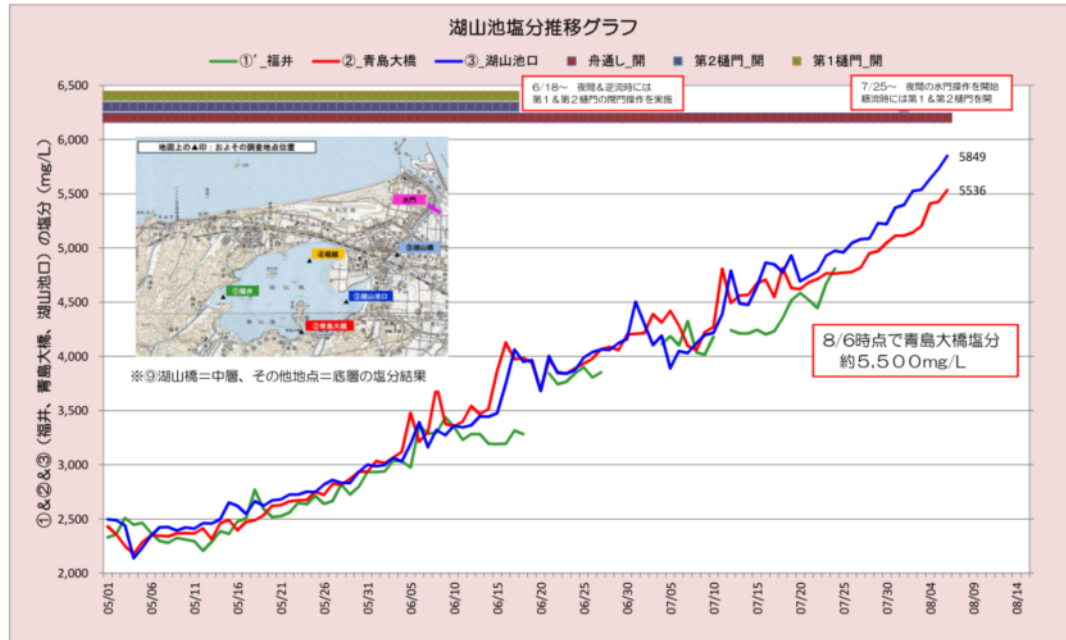
湖山池の高塩分化の状況について

平成24年8月20日
水・大気環境課 / 河川課

1 最近の湖水の塩分濃度について

8/6時点で青島大橋の塩分が5,500mg/Lまで到達（下グラフ参照）

3月12日の全門開放後、6月中旬より夜間及び逆流時には第1・第2樋門を閉鎖する操作を行うなどの塩分調整を実施してきた。現在は、湖水流動が鈍化することによる湖内の貧酸素化を懸念し、海水が遡上する逆流時のみ第1・第2樋門を閉鎖する操作を実施している。



2 高塩分化の影響について

(1) ヒシやアオコ及び赤潮について

- ・ヒシやアオコの発生は、今年度夏季は、ほぼ皆無の状況が続いている。
- ・7月下旬頃から湖水が赤茶色化する赤潮が発生し、環境変化がみられるが、有害赤潮ではないことから特段の魚介類への被害は確認されていない。

(2) シジミについて

- ・春先に放流したシジミ（0.9トン）は、これまでになく順調に生育している。（栽培漁業センターの調査より）

(3) その他魚介類について

湖山池漁協組合長の談話による魚介類等の近況

- ・底層には、小さいゴカイや糸ミズなどが発生し、シラウオ、フナ、コイ、ウナギなどが多く生息している。
- ・アマサギやハゼなども久々に見られ、汽水性の環境として落ち着くには2～3年は必要ではないかと考えている。

フナの状況

- ・5月の初旬につづいて、8月10日頃から大型のヘラブナのへい死が見られているが、原因は特定できなかった。

特定希少野生動物のカラスガイについて

- ・カラスガイは、県内では湖山池のほか多鯰池でのみ生息が確認されている大型二枚貝である。
- ・高塩分化の実施前の調査により発見された個体（26個体）を池の流入河川等3箇所に保全処置として移植し、その後の生息状況を調査してきた。7/22まで異常なし。8/1にへい死を確認。
- ・へい死の要因は、降水量が非常に少ないため河川流量が少なく、湖水の逆流も発生したことより、底層が貧酸素状態になったこと、更には底層水温も例年を上回る水温レベルに達していたことによるものと推測している。